

議案第14号

南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員等の旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に基づく所用の改正並びに旅費日当の額について、近隣市町村の状況を鑑み、当該額の見直し等を行うため提案する。

南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員等の旅費に関する条例（昭和47年南風原村条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第6項」を「第5項」に改める。

第2条第1項第3号中「採用された職員」を「採用された職員のうち、本町の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他町長が特に旅費の支給を必要と認めるもの」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

第3条第2項各号中「出張」を「出張又は赴任」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第4条に次の2項を加える。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

第6条第1項中「及び扶養親族移転料」を「、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及

び死亡手当」に改める。

第13条第1項中「支出命令者」を「これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「会計管理者等」という。）」に改め、同条第2項中「10日以内に」を「所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による」に改め、同条第3項中「支出命令者」を「会計管理者等」に、「過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間以内に、」を「所定の期間内に」に改め、同条に次の2項を加える。

4 会計管理者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。

第15条第2項第1号中「300キロメートル」を「100キロメートル」に改め、同項第2号中「100キロメートル」を「50キロメートル」に改め、同条第3項中「300キロメートル」を「100キロメートル」に改める。

第16条第1項第2号ア中「町長、副町長、」を削り、同号に次のように加える。

イ 前ア以外の職務にある者については、下級の運賃

第19条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

旅行が宿泊を伴わない沖縄本島内旅行（本島市町村に属する離島を含む。）の場合には、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。

第19条第3項各号を削り、同項を同条第2項とする。

第20条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

第23条に次の1号を加える。

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第24条第1項に次の1号を加える。

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

第24条第2項中「第4号」を「第6号」に改める。

第25条中「準じた額を支給する。」を削り、同条ただし書中「ただし、食卓料及び支度金については、規定に準じた額を限度として実費」を「準じて旅行命令権者が町長と協議して定める額を旅費として」に改める。

第26条中「旅行者」を「旅行命令権者は、旅行者」に改め、「、規則で定めるところにより」を削る。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(旅費の特例)

第28条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

別表教育長の項中「1,500」を「3,000」に改め、同表中「一般」を削り、「1,100」を「2,400」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。